

國學院大學學術情報リポジトリ

中世ウェールズにおける土地所有権原

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-21 キーワード (Ja): 土地所有権原, 土地相続権, 開拓の儀式, 「ウェールズ法」, 中世ウェールズ社会 キーワード (En): 作成者: 永井, 一郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001590

中世ウェールズにおける土地所有権原

■ 永井 一郎

▶ 要 旨

中世ウェールズ社会を知る重要な史料である「ウェールズ法」には、土地に対する「プリオドル権 (priodolder)」, すなわち、所有・世襲権は3世代を超える定住によって成立すると記されている。

では、3世代目までの土地占有権は何によって支えられていたのか。本稿の目的はこの疑問を「ウェールズ法」の開拓に関する規定を手掛かりとして探索することである。

作業は次のように進められる。①「プリオドル権」に関する規定を概観し、その特徴を確認する。②定着後3世代間の土地分割・相続方法に関する規定を紹介し、その特徴を明らかにする。③開拓を始める際の手続きないし儀式である「ダダニズ (dadannudd)」の関連規定を紹介し、その背後に開拓地の根源的な支配者（地霊）の存在を推定する。

▶ キーワード

土地所有権原 土地相続権 開拓の儀式 「ウェールズ法」 中世ウェールズ社会

目次

- I はじめに
- II プリオドル権
- III プリオドル権成立以前の土地占有権
- IV ダダニズー関連規定の紹介
- V ダダニズー関連規定の理解
- VI おわりに

I はじめに

中世ウェールズの人々が「これは自分の土地である」と主張し、他を排除して占有、利用、相続する時の根源的な論拠は何だったのか、この点を史料に基づき探索することが本稿の目的である。

私のテーマ設定は無意味に見えるかもしれない。例えば、先祖代々世襲している土地であれば、当然血統に基づく相続権が成立していたはずで、それ以上の根拠を探る必要はないと考えることもできる。しかし、この考え方には土地を入手した時点でその土地に対する相続権がすでに存在していたという前提が含まれているように思われるが、そのような想定は成り立つのだろうか。相続権成立以前に何か別の土地に関する権利が、人々の共通認識として存在していたのではないか。本稿はこうした疑問から出発して、人々が持っていた根源的な所有認識、すなわち、所有権原を探るひとつの試みである。

手掛かりとする史料は「ウェールズ法」である⁽¹⁾。同法は12世紀末から13世紀後半にかけて編纂されたことが分かっているが、その内容のすべてが編纂時に新しく定められたわけではない。むしろ、既存の法規範が収集、整理されたものと分かる規定の方が多く、中には10世紀以前にまでさかのぼると推定されるものも少なくない。

「ウェールズ法」を取り上げた先行拙稿で私は、そうした古い規定を検討すれば中世ウェールズの人々が長らく共有してきた土地認識を探索できると考えて、いくつか試論を提示してきた⁽²⁾。本稿も同類であるが、土地所有権そのものよりも、権原へと一歩さかのぼって検討する点が違っている。

史料「ウェールズ法」については最近の拙稿で詳しく紹介している⁽³⁾。そこで、ここでは個々の規定を紹介する際に私が前提としている点を挙げるだけにする⁽⁴⁾。

「ウェールズ法」の現存マニュスクリプトは通常4つのグループに分けられ、「カヴネルス本 (Llyfr Cyfnerth)」⁽⁵⁾、「イオルウェルス本 (Llyfr Iorwerth)」⁽⁶⁾、「ブレギウリッド本 (Llyfr Bregywryd)」⁽⁷⁾、「ラテン語版 (Latin Manuscripts)」⁽⁸⁾と呼ばれている。それぞれ校本と英訳本が出版されている。

第1から第3のグループはウェールズ語の版であり、特徴的な構成や内容によってグループ分けされている。それに対して第4グループはラテン語で書かれたマニュスクリプトを集めたものであり、各マニュスクリプトの構成や内容は第1から第3グループのどれかに近似している。

「カヴネルス本」は12世紀第4四半期に南ウェールズで編纂されたと推定され、13世

紀のマニュスクリプトが2点、14世紀のものが2点現存している。現在よく利用されている校本は13世紀のマニュスクリプト1点を底本とし、欠損部分を14世紀のマニュスクリプト1点で補っている。

「イオルウェルス本」は13世紀前半に北ウェールズで編纂されたことが分かっていて、13世紀のマニュスクリプトが6点、14世紀のものが2点残されている。最新の校本は13世紀のマニュスクリプトの中で最も古く、欠落のないものをそのまま利用している。

「ブレギウリッド本」は13世紀後半に南ウェールズで編纂された可能性が高く、他の3グループの規定を総合した内容となっている。13世紀のマニュスクリプトが2点、14世紀のものが4点現存し、校本はそれぞれ1点を組み合わせて作られている。

「ラテン語版」グループの中で最も古い「ラテン語マニュスクリプトA」はウェールズ語からの翻訳で、内容的には「カヴネルス本」に近い。12世紀末に作られたと推定されている。他のラテン語マニュスクリプトの系譜は多様かつ複雑であり、本稿で利用しないこともあって、ここでは説明を省略する。

4グループともにオリジナル・マニュスクリプトは失われていて、現存しているのは写本である。しかし、各校本の中核となっている13世紀のマニュスクリプトに大きな改変が加えられた様子はなく、オリジナルの内容をほぼ忠実に伝えていると考えてよい。

各グループのオリジナルが作られた政治的背景を推定すると、「カヴネルス本」は南西ウェールズの支配者たちが、イングランド勢力の侵入・定着に対抗するため、結束を固めるひとつの手掛かりとして既存の法規定や法慣習をまとめた可能性が高い。

同様に「イオルウェルス本」は、13世紀にイングランド勢力と対峙した北ウェールズの支配者が配下の伝統的な法律家たちに命じて作らせたものと推定され、その際「カヴネルス本」が中心的資料として活用されたことは間違いない。

「ラテン語マニュスクリプトA」は南西ウェールズのおそらく修道院がイングランド王宮の意向を受けて、ウェールズ統治の重要な参考資料として「カヴネルス本」から必要部分のラテン語訳したものと推定されている。

「ブレギウリッド本」の政治的背景はわからない。既存の「ウェールズ法」資料を総合するといった法律家の発想から生まれたものかもしれない。

以上のような史料状況を持つ「ウェールズ法」を本稿でどのように利用するのか、簡潔に説明しよう。

古い起源を持つ規定であるかどうかの判断は次の史料状況を手掛かりとして行われる。

- (1) 4グループにそろって記されている規定は10世紀、さらには7、8世紀までさかのぼる可能性がある。
- (2) 4グループすべてではなくても、「カヴネルス本」と「ラテン語マニュスクリプト

A」に、あるいは、「カヴネルス本」と「イオルウェルス本」に含まれている規定についても、同様な古い起源を推定できる場合がある。特に古拙な表現や簡潔な「三題歌」⁽⁹⁾の形式が含まれていれば、10世紀以前にさかのぼる古いルールを伝えている可能性がある。

- (3) 「イオルウェルス本」、あるいは「ブレギウリッド本」のみに含まれ、古拙な表現や形式を含んでいない規定は13世紀になって新しく定められたものである。
- (4) 以上3点を踏まえたうえで、(1)、(2)の古い起源を持つ規定については、「ウェールズ法」編纂時には法としての効力を失っていた可能性のあることに留意すべきである。ただし、いわば化石化しているように見える規定でも、その内容が通念となって人々の頭の中で生きていた可能性があり、そうであれば本稿にとって重要である。特に内容が日常生活にかかわる場合には、人々の認識や行動を探る手掛かりとして積極的に取り上げて検討する。
- (5) 古い起源を持つと推定される規定が統治意図の表明に形を変えて利用されている場合がある。こうした規定については、その文章を人々の立場から読み直すことができないか探してみる。

以上の5点はいずれも多くは推測を含む判断であり、当然結論も仮説的なものとどまる。しかし、同様な方法を「ウェールズ法」の多様な規定に適用していく中で、より確実な方法に改めることができると私は期待している。

II プリオドル権

「ウェールズ法」は土地所有者を、王に対する支払から2つの種類に分けている。

(2-1) 「自分が所有する」土地について「王に」ゴビル・エスティンを支払う者はエベディウを支払うべきではなく、「これが」正当「なルール」である⁽¹⁰⁾。

2つ準備的な説明をしておこう。

第1は用語の説明である。ゴビル・エスティン (gobyr estyn) は王から土地を与えられた者が支払うべき金で、面積に応じた金額が「ウェールズ法」に記されている⁽¹¹⁾。また、エベディウ (ebediw) は土地を所有していた者が死去すると、その相続人から王に支払われないわば死亡料で、身分ごとに金額が定められている⁽¹²⁾。エベディウの起源は古く、死者が所有していた最良の家畜1頭をその地域を束ねる長老に貢納する慣習に由来すると推測されている⁽¹³⁾。

以上の説明で分かるように、(2-1)ではゴビル・エスティンとエベディウが択一的に並記されているが、両者の起源や性格は大きく違っている。前者は王の国土が、したがって、王権が何らかの形で成立する中で生まれたもの、後者は王権成立以前から行われていた慣習である。

第2は史料状況の説明である。(2-1)は「カヴネルス本」からの引用であるが、ほぼ同内容の規定が「ラテン語マニユスクリプトA」に、また、ほぼ同文の規定が「ブレギウリッド本」に含まれているので⁽¹⁴⁾、古い起源を持つと考えてよい。また、ゴビル・エスティンは10世紀以降ウェールズを3分する広範囲の王権、すなわち、グウィネズ(Gwynedd)、デハイバース(Deheubarth)、ポウイス(Powys)が成立する中で作り出された賦課であると考えられる⁽¹⁵⁾。これら2点から(2-1)は10世紀にまでさかのぼると考えてよいであろう。

土地所有権の古い起源を探る本稿にとって重要なのは言うまでもなくエベディウの支払われる土地であり、またこれが中世ウェールズにおける最も普遍的な世襲地である。

「ウェールズ法」の中で土地世襲権を指す最も一般的な語は priodolder である。語幹 priod の古い語義は「当然の」、「正当な」、「ふさわしい」などで、加えて、これが名詞化して「当然所有すべきもの」、「正当な所有物」の意味も持つ。priodolder は名詞としての priod に形容詞語尾 dol を付け、さらに抽象名詞化したものであろう。以上を踏まえて priodolder を訳するならば、「人が正当かつ当然のこととして持っている権利」となる。なお、以下では「プリオドル権」と訳することにする。

プリオドル権の対象は土地に限定されていないが、本稿で取り上げるのは土地のプリオドル権が言及されている規定だけである。権利の内容を改めて説明するならば、ひとつの家族ないし血縁集団が保有する土地を排他的に占有・利用・相続する権である。

「ウェールズ法」は世襲地を tref tad と表現している。現代ウェールズ語の語義では「父の村」であるが、同法の用例から判断すると「父」は先祖、「村」とは父系家族の保有している土地のことであり、両語で家族の世襲地、さらには、その土地に対する世襲権を指している。和訳するならば「父祖の土地」であろう。

父祖の土地は屋敷地、耕地、放牧地、森林など多様な土地の組み合わせであり、それぞれ相続方法は違っていた。また、権利としてみれば、プリオドル権の一部、しかし、その中核をなしていた。プリオドル権は土地以外の物にも存在していたからである。

土地に対するプリオドル権はひとつの家族が3世代を超えて定住・利用することで成立した。この点を「ウェールズ法」の規定によって確認しておこう。

(2-2) 誰であれ、アハ・アク・エドリド [を根拠として] 土地を要求したいと望む者 [がいたならば]、根拠とする家系を [さかのぼって自分の] 血統を提示させるべ

きである。そして、彼が4世代目の者であれば、プリオドル権を持つ〔と認められる〕。それは、4世代目〔以降〕の者がプリオドル権者になる〔と定められている〕からである⁽¹⁶⁾。

まず(2-2)の内容について説明する。末尾の2つの文章はプリオドル権成立の条件を記している。ただし、この規定自体は同権の定義をしているのではなく、特定の状況を想定し、そこでプリオドル権がどのように主張されるべきか説明している。その状況は記されていないが、おそらく長期間外国に居住していた者ないしその子孫が帰郷し、自分の相続分を要求する場合であろう。長らく故郷を離れていた要求者は誰も自分の顔を知らないといった孤立状態の下で自分の相続権を主張し、世襲地を取得しようとした。また、要請を受ける在地の人々は見知らぬ要求者を身内として受け入れるかどうかの判断を迫られたわけで、慎重かつ実質的な身元確認が必要であった。

その際の決め手となったのが要求者の申し立てる「アハ・アク・エドリド (ach ac edryd, 直訳すると、「[血統] 等級と血縁」) で⁽¹⁷⁾、土地裁判を開いて、彼がこの土地に住む人々の血統に属すること、および、彼の先祖はかつてこの土地に3世代を超えて定住していたことの確認作業が行われた⁽¹⁸⁾。

次に(2-2)の史料状況を紹介する。上記は「イオルウェルス本」からの引用であるが、他のテキストには完全に重なる規定は見当たらない。この点を重視すれば、(2-2)は13世紀に北ウェールズで新しく作られた規定であると判断するのが自然である。ただし、全内容が新しいのではなく、3世代を超えてある土地を占有・利用し続けた父系血縁者はその土地に対する世襲権を取得するというプリオドル権の理解ははるかに古い起源を持つと考えるべきである。それは、この理解を踏まえた規定であれば4種の基本テキストすべてに含まれているからである。

例えば、「カヴネルス本」と「ラテン語マニュスクリプトA」には、ある土地に定着し、3世代の間何の問題もなく占有し続けることができた者は、以後他人からその土地について訴えられても、抗弁する義務はないという規定が含まれている。また、「ブレグウリッド本」には、世襲地を要求する者は、単に自分が現所有者の兄弟だというのではなく、3世代前までさかのぼって血統を証明する必要があると定められている⁽¹⁹⁾。

本節の目的は、ウェールズでは古くより土地所有権がプリオドル権と呼ばれていたことの確認であり、以上でその作業は終わっている。プリオドル権の具体的内容や運用については先行拙稿で検討しているので⁽²⁰⁾、ここでは省略する。ただ、次節以降の議論のために以下2つの点を確認しておこう。

ひとつは土地の相続についてで、よく知られているように、世襲地は相続人である息子たちの間で均等に分割相続された。

(2-3) 兄弟が彼らの父の土地を分割〔相続〕するときは、末弟が父の屋敷と〔その他〕すべての建物、8 エーカー〔の土地〕、および、彼〔=父〕の大釜、薪用の斧、犁の刃を取得する。〔それは、〕父はこれら3つ〔の道具〕を末弟以外〔の者〕に贈与あるいは遺贈すべきではないからである。そして、〔これらは〕抵当にされても、決して没収されない。

〔このようにまず末弟が取得した〕後に、他の兄弟がそれぞれ屋敷と8 エーカー〔の土地〕を受け取るべきである。〔その際〕末弟が土地を分け、〔他の兄弟は〕最年長者から最年少者まで〔順に取得する土地を〕選ぶべきである⁽²¹⁾。

実際の分配は相続人たちや相続財産の状況に大きく左右されたはずで、(2-3) はひとつのモデルを示しているのであるが、この規定から次の原則を読み取ってよいであろう。

①父の遺産は息子たちの間で分割相続され、②その際平等な分配が原則とされた。③兄弟の中では末弟が父親の家屋・道具を引き継ぐというやや特別の地位を与えられた。おそらく、兄たちが順次独立していく中で、末弟は最後まで父に付き添っていたからであろう

「ウェールズ法」は、原則を定めた(2-3)のほかにも、いろいろなケースを挙げて取るべき処置を記している。例えば、相続人たちの合意によって土地が分割されず、全体として共同保有・利用される場合⁽²²⁾、父の死亡時に息子が全員死亡していた場合⁽²³⁾、相続時に遠隔地にいた息子が帰国後自分の相続分を要求する場合などである⁽²⁴⁾。

こうしたケースは決して稀ではなく、統治者や法の専門家であれば関心を持ったはずであるが、本稿の目的は土地世襲権の権原に絞られているので、これ以上紹介しない。ただ、「ウェールズ法」にこうした多様なケース設定がなされていること自体が、(2-3) に示されているルールの普遍性を立証している。また、12 世紀末の著作の中でギラルドゥス・カンブレンシス (Giraldus Cambrensis) がウェールズ人の土地分割相続を悪しき慣習として酷評している⁽²⁵⁾。ウェールズをよく知る文筆家の言葉であるから、評価はともかくとして、分割相続が現実一般的慣習となっていたことは間違いない。

もうひとつはプリオドル権の確認を誰が行ったかという点で、これは一族ないし地域の長老たちであった。

(2-4) 〔誰か〕人がアハ・アク・エドリドに基づいて土地〔分与〕を要求した場合、彼の請求を聞く前に、国の判事を務める長老たちが彼の〔属する〕血統について宣誓すべきである⁽²⁶⁾。

「カヴネルス本」から引用したが、ほぼ同内容の規定が「ラテン語マニユスクリプト A」と「ブレギウリッド本」に含まれており⁽²⁷⁾、長老たちに言及する他の規定の史料状況をあわせて考えると、10 世紀ないしそれ以前以前にまでさかのぼる古いルールである。

以上で準備作業は終わり、次節からは本稿のテーマである土地所有権原の問題を検討す

る。

Ⅲ プリオドル権成立以前の土地占有権

前節で紹介したようにプリオドル権は同じ土地に3世代を超えて定住・利用・相続し続けなければ成立しなかった。では、3世代目までの人々は占有している土地についてどのような権利を持っていたのか。例えば、他所から来て、新しく入植しようとする人が現れた場合、どのような根拠でこれを阻止したのか。3世代と言え、少なく見積もっても半世紀を超える長期間であるから、武力など単純な実力行使によって自分たちの土地だと主張し、確保するのは難しい。何か自他ともにはっきり認める占有の根拠があったと考えるのが自然であるが、それは何だったのか。この点が本稿の中心的課題であり、本節から始まる3つの節で解明を試みる。

関連規定の紹介・検討に先立って、本節以降の議論で前提となる点を4つ提示しておこう。見られる通り、いずれも仮説の部分を含んでいる。

- (1) 土地に対するプリオドル権は定着後の世代数で成否が決められたから、明示はなくても出発点としての入植、定住が想定されている。ここから、まずプリオドル権は開拓を前提とした認識・表現であると考えてよい。また、当然のことながら、本節で取り上げるプリオドル権成立以前の土地占有とそれを支える権利はさらに開拓に近く、より直接的な関係を持っていたはずである。
- (2) 私は中世ウェールズの開拓には2つの種類があったと考えている。ひとつは大規模な、例えば、川の流域をさかのぼって順次展開された開拓、もうひとつは既存の居住地の周辺で小規模に行われた開拓である。
- (3) 大規模な開拓は大量の労働力を必要としたから、それに見合う大きな集団によって、具体的には血縁者団を中核とする一族によって行われたと考えられる。他方、小規模な開拓は家族単位で日常的に進められることが多かったであろう。
- (4) 2つの開拓の中でより本源的であったのは、言うまでもなく前者である。したがって、プリオドル権成立の出発点となる第1世代の入植は、大規模な開拓を想定していると考えるのが自然である。

以上4点を踏まえて本稿の中心的目的を表現すれば、中世ウェールズにおいて大規模な開拓が行われた時に開拓者はその土地に対する本源的な権利を誰から、どのようにして確保したのか、この点を「ウェールズ法」の関連規定を手掛かりに探ることである。ただし、

同法でプリオドル権成立以前の土地にかかわると推定される規定は1点のみで、それも権利に直接言及しているものではない。

(3-1) 土地は3度血縁者たちの間で分配されるべきである。第1に兄弟の間で、次にいとこたちの間で、3度目はまたいとこたちの間で。[そして、] 以後は正当な土地の分配がなされることはない⁽²⁸⁾。

まずこの規定がプリオドル権とどのように関連しているか、私の理解を述べる。

ここにはプリオドル権への言及はなく、記されている世代ごとの相続ルールは前節で紹介した(2-3)と明らかに違っている。しかし、土地相続ルールである点で両規定は共通性を持ち、しかも、プリオドル権が4世代目に成立するという点とここで扱われている3世代間の土地分割とは、少なくとも世代数で符合する。末尾の文章は4度目、すなわち、4世代目からはそれまで正当とみなされていた土地分配はなされず、別の相続ルールに代わると言っているわけで、その新しいルールはプリオドル権に基づくものと想定するのが自然であろう。

以上から、私は(3-1)がプリオドル権成立以前の3世代間に適用された土地相続ルールを伝えていると判断する。

次に、史料状況について簡単に説明する。(3-1)は「カヴネルス本」からの引用であるが、同内容の規定が「ラテン語マニユスクリプトA」にも記され、さらに、「イオルウェルス本」と「ブレギウリッド本」にも3世代間の土地分割が言及されている⁽²⁹⁾。これに簡明な三題歌形式であることを考え合わせると、(3-1)の起源は10世紀以前にまでさかのぼる可能性が高い。

ただし、「イオルウェルス本」と「ブレギウリッド本」の関連規定には(3-1)と矛盾する内容が含まれているので、別途検討しておく必要がある。

まず「ブレギウリッド本」では(3-1)冒頭の「土地」が「父祖の土地」と記され、プリオドル権の成立した土地について3度世代ごとの割り替えが行われることになっている⁽³⁰⁾。しかし、前節の検討を踏まえれば、これは明らかに矛盾である。プリオドル権成立後の土地は父から息子たちへと分割相続され、いとこやまたいとこまで巻き込む土地分割を行う余地はなかった。おそらく13世紀の法編纂者が、土地であればすべてプリオドル権に支えられた「父祖の土地」とであると誤解して書き改めたのであろう。

次に、「イオルウェルス本」には(3-1)の一部のみが言及され、「兄弟の死後は、もしいとこたちが望むならば、[土地を彼らの間で] 平等に分けることができる」と記され⁽³¹⁾、誰もが従うルールは兄弟間の分配だけになっている。「イオルウェルス本」の編纂者にとって(3-1)は意味不明になっていて、彼らにとって常識化していたプリオドル権との折衷をはかったのであろう。

では、以上の史料状況を踏まえて(3-1)の内容をどのように理解すればよいのか、この点が本節にとって重要になる。短い文章ゆえに確実な情報は僅かであるが、推測を含めて私の理解を述べておこう。

第1に、(3-1)は、世代ごとに3回全面的な土地の割り替えを行うという特異な慣習ないしルールである。第2に、このルールはプリオドル権成立以前の土地、すなわち、開拓後間もない土地を念頭に置いていると考えてよい。

第3に、このルールが3世代にわたり適用されたことから判断すると、想定されている開拓は長期にわたる大規模なものであったと推定される。ひとつの地域を視野に入れた開拓作業が3世代、したがって数十年間かけて順次進められたのであろう。第4に、こうした大規模な開拓を家族単位の労働力で行うことはできないから、おそらく血縁関係を持つ多くの家族からなる一族全体の事業として計画・遂行されたのであろう。第5に、このように推定すると、土地の割り替えに参加した人々が兄弟だけではなく、いとこ、またいとこにまで広がっているのは当然である。

第6に、上記を踏まえて私は、「兄弟」、「いとこ」、「またいとこ」という語は単なる血統上の位置づけではなく、それぞれ同世代の人々を指す表現であると理解する。具体的に言えば、「兄弟」とは開拓を開始した第1世代の人々、「いとこたち」とは第2世代の人々、「またいとこたち」とは第3世代の人々である。

以上の推論を踏まえて、(3-1)は次のように説明できる。「兄弟」、すなわち、第1世代の人々は開拓を始めて一定の成果を得た時点で取得した土地の分配を行う。第1世代の人々が死去ないし引退した時点で、それまでの間に取得した開拓地全体の割り替えが行われる。これが「いとこたち」の間の割り替えである。同様に「またいとこたち」、すなわち、第3世代の人々が中心的働き手になった時点で再度土地全体の再分配が行われ、これで土地割り替えは完了する。以後は家族単位で土地相続が行われる。

このように手間のかかる割り替えが繰り返された理由について(3-1)は全く触れていないが、開拓とかかわらせて推測すると、長期にわたって進められる中で各家族が取得した土地の条件、例えば肥沃度にばらつきが生じたからではなかろうか。

では、上記の理解に大きな間違いがないとして、ここから本稿の目的である土地所有権原についてどのようなことが言えるか。

(3-1)そのものは権原について言及していない。プリオドル権との関係で言えば、(3-1)は同権成立の一手手前、いわば準備段階であり、この意味で本稿の目的に関係している。しかし、この段階の土地占有が何によって支えられていたのかは不明である。

本節の議論で何か手掛かりが得られたとすれば、それはプリオドル権もそれに先立つ土地割り替えの慣行も開拓と密接に関係していることであろう。そこで次節では開拓に関す

る「ウェールズ法」の規定を取りあげて、土地所有権原を探ってみよう。

Ⅳ ダダニズー関連規定の紹介

本節はダダニズ（dadannudd）に関する規定を紹介し、史料状況を確認したうえで、これまでダダニズがどのように理解されてきたのか簡潔に説明する。

最初にダダニズの語義について触れておこう。dadannudd は「覆いを採る」という意味で、例えば就寝時に灰にうずめておいた暖炉の火を朝になって灰を取り除き、燃え立たせる場合に使われる。覆いを除くことによって中のものを確認ないし取得するのであるから、この語で重要なのは覆いそのものではなく、中に潜んでいるものである。

以下のダダニズ規定の場合も何が発見ないし確認されるかが重要なポイントになる。

（4-1）土地は3つの方法で要求される。不当な占拠 [と訴えて]、ダダニズ [によって]、アハ・アク・エドリド [によって]。

土地要求が第1ないし第2の方法で成功しなかった場合でも、第3 [の方法] によって [正当に要求されれば]、遅かれ早かれ [その土地は] 取得される⁽³²⁾。

（4-2）土地のダダニズに3種類ある。車のダダニズ、荷のダダニズ、耕作のダダニズ [である]。

荷のダダニズを [行ってよいと] 判定された者は、[その土地で、他からの] 問いかけを受けることなく、3日3晩の休息をとる。そして3日目に返答がなされるべきである。また、9日目に判定 [がなされる]。

車のダダニズを [行ってよいと] 判定された者は、[その土地で] 5日5晩の休息をとる。そして、5日目に返答がなされる。また、9日目に判定 [が下される]。

耕作のダダニズを [行ってよいと] 判定された者は、[他からの] 問いかけ [を受けること] なく、[彼が] 麦藁の山に背を向けるまで休息を得る。そして、9日目に判定 [が下される]⁽³³⁾。

（4-3）誰も、父親が生存中に、[すなわち、] 死亡するまで手にしていた土地に対してでなければダダニズを行うべきではない⁽³⁴⁾。

（4-4）プリオドル権を持つ相続人は別であるが、誰もダダニズの判定を受けた者をそのダダニズから追い払うことは許されない。それは、第2のダダニズは第1 [のダダニズ] を追い払うことができないからである。また、プリオドル権を持つ相続人たちの間でダダニズをめぐる争いが生じた場合は、法 [の定めている] ように、お互い

「相手を」追い払うことはできない⁽³⁵⁾。

以上4つの規定は「カヴネルス本」からの引用であり、ひとつの項にまとめられていることから判断して、同テキストの編纂者が4規定を相互に深くかかわるものと認識していたことは間違いない。しかしこれは編纂者の判断であって、利用する際は史料状況を踏まえて、各規定が本来どのような関係にあったのか確認する必要がある。そこで、「カヴネルス本」以外の基本テキストで上記の規定がどのように記されているか簡潔に紹介し、それぞれの成立年代を推定しておこう。ただし、説明の便宜から最初に(4-2)を取り上げる。

(4-2)はやや複雑な三題歌形式の規定で、まず第1文で3つの事例を挙げ、次いで各事例の内容を詳しく記すという構成になっている。史料状況もこれら2つの部分に分けて紹介しよう。

第1文の史料状況を見ると、これ自体が簡素な三題歌になっていること、また、ほとんど同じ文章が「イオルウェルス本」にも記されていることから判断して⁽³⁶⁾、少なくとも10世紀までさかのぼる古い起源を持っていると考えてよい。

次に説明部分の史料状況を見ると、3種のダダニズの中で「荷のダダニズ」と「車のダダニズ」は4種すべての基本テキストにはほぼ同内容で記されている。ただし、「イオルウェルス本」と「ブレグウリッド本」では対象となる土地に、それぞれ「それまで父が居住していた土地」および「生前父が所有していた土地」という条件が付されている⁽³⁷⁾。「耕作のダダニズ」は「カヴネルス本」と「イオルウェルス本」のみに含まれ、他の2テキストにはない。こうした史料状況から推測すると、説明部分の起源は第1文よりも新しく、したがって、ダダニズの作業内容は必ずしも古くないことを示唆しているように見える。

しかし、私は(4-2)は全体として10世紀以前にまでさかのぼる古い法慣習をよく伝えていると判断している。というのは、ダダニズによく似た土地要求手続き「テラッハ(tellach)」が7, 8世紀アイルランドに存在していたことが分かっているからである。

テラッハについては先行拙稿で検討しているので⁽³⁸⁾細かい内容の紹介は控え、ここではダダニズとの類似性を再度確認するにとどめる。

- (1) テラッハはある土地を自分のものと主張し、取得するための具体的な作業ないし手続きである。
- (2) テラッハでは次の3つの作業が順次進められる。①テラッハを行う者が対象となる土地に入場して自分の要求を述べ、その後退場する。②その土地に馬とともに再入場し、馬小屋を作る。完成したらまた退場する。③その土地に家畜とともに再々入場し、そこで家畜を飼育する。
- (3) ひとつの作業が終わるごとに要求者の権利が認められたかどうかの確認が行われ

る。3度の確認が終わるとテラッハは完成し、土地は要求者のものとなる。

このようにテラッハのルールを整理するとダダニズとの類似性は明らかである。同じ目的と性格を持つ手続きが海を隔てたアイルランドとウェールズに古くから存在していたことは間違いない。

以上から私は、「カヴネルス本」に記されている3種の作業を内容とするダダニズが10世紀以前のウェールズで実際に行われていたと考える。

(4-1)は(4-2)の第1文と同様に簡素な三題歌形式を持ち、3事例の表記も古拙な印象を与える。この点から判断すると起源は古く、10世紀以前にまでさかのぼると推測される。しかし、(4-1)は「カヴネルス本」のみに姿を見せるので、12世紀末の同テキスト編纂時に追加された可能性もある。こうした史料状況を踏まえて私は、編纂者が古くから伝えられていた簡素な三題歌に第2文を追加して「カヴネルス本」に収録したのではないかと推測している。換言すれば、成文化は遅くとも三題歌そのものは古く、内容的に(4-1)とかかわらせて検討するのがよいと考える。

(4-3)の史料状況を見ると、同内容の文章が「イオルウェルス本」と「ブレギウリッド本」にも含まれており、この内容を前提とした文章であれば「ラテン語マニユスクリプトA」にも記されている⁽³⁹⁾。ダダニズは父ないし父祖の土地に対して行うという記述は4種テキストすべてに含まれているわけで、この史料状況のみから判断すれば(4-3)は古い起源を持つルールであると言えそうである。しかし、問題の文章がどのような文脈の中に置かれているかを見ると、テキストごとにすべて違っている。詳細の紹介は控えるが、(4-3)のように整理された表現で独立した規定となっているのは「カヴネルス本」のみで、他のテキストでは別の中核的な文章に付随して姿を見せ、しかも、中核的文章との関係が不明確である。こうした状況から私は、(4-3)は(4-2)よりも後に、しかし、各テキストの編纂時よりも前につくられたものであると推定している。

(4-4)は3つの具体的なケースを挙げてダダニズの権利をもつ者を確定しようとしている。(4-3)を事例によって説明していると言ってもよい。しかし、ケースの設定やケース間の関係は不明確で、網羅的ではない。ケースごとに「カヴネルス本」以外で同内容の文章を探してみると、第1、第3のケースについて「ブレギウリッド本」に類似例が見つかるが⁽⁴⁰⁾、これらも文脈まで含めて判断すると(4-4)と重ならない。したがって、確実と思われる情報を(4-4)や他の類事例から引き出すのは難しい。

以上(4-1)から(4-4)それぞれの史料状況を踏まえて4つの規定をどのように位置づけたらよいか、私の判断を述べておこう。

- (1) ダダニズ関連規定の中核は(4-2)である。内容で注目すべき点を挙げれば、①ダダニズは3種の農作業を象徴する一連の作業ないし手続きであること、②手続きの

中で問いかけや返答が繰り返されていることである。そして、こうした手続きの起源は古く、10世紀以前から行われていたことは間違いない。

- (2) こうしたダダニズの存在を前提として、(4-1) が作られた。その要点は、①ダダニズは本来土地要求手続きのひとつであること、②「[血統] 等級と血縁」すなわち、プリオドル権に基づく土地要求と区別されていたことである。(4-1) は(4-2) よりも新しい規定で、他の土地要求との関係でダダニズの位置づけが必要になった時に文章化されたものであろう。ただ、両規定は内容的に補完しあう関係にあり、まとめて検討するのがよい。
- (3) (4-3) と(4-4) の史料状況は(4-1)、(4-2) とははっきり違っている。(4-3) と部分的に重なる言及は「カヴネルス本」以外のテキストにも含まれているが、テキストによって想定している場が違っていることから判断すると、(4-3) やこれに類する規定が10世紀ないしそれ以前にまでさかのぼる起源を持つとは考え難い。むしろ、11世紀以降に各地域で法の実務を担っていた人々が個別に自分のダダニズ理解を作っていて、それが編纂時に組み入れられたのではなかろうか。
- (4) (4-4) は(4-3) の部分的説明であるから、(4-3) よりもさらに遅く、中核をさらに離れている。

以上の史料状況から私は、「カヴネルス本」のダダニズに関する4規定を2つに分けて検討するのがよいと考える。

こうした判断は私だけのものではない。ジェンキンス (Jenkins, D.) はダダニズ関連規定が大きく2種類、すなわち、開拓に関するものとプリオドル権に関するものとに分かれ、両者の区別が大切であると述べている⁽⁴¹⁾。実際、観点を史料状況から内容に移すと、私の判断を支えるより確実な根拠が得られる。4規定の内容が相互に矛盾しているのである。具体的に説明しよう。

(4-1) でダダニズは「[血統] 等級と血縁」、したがって、プリオドル権に基づく土地要求と別のものとされている。しかし、(4-3) にはダダニズは父ないし先祖の所有していた土地に対してのみ行くと記され、ダダニズとプリオドル権とが直結されている。したがって、(4-1) と(4-3) はダダニズとプリオドル権との関係を逆方向にとらえていて、矛盾する。矛盾を回避するためにはどう考えればよいのか。

この難問を解くひとつの方法として、本稿では4規定を(4-1)、(4-2) と(4-3)、(4-4) とに分け、別個に検討することにした。具体的に言えば、まず(4-1) と(4-2) を中心史料と位置付けて、その文章を細かく検討し、これを踏まえて、なぜ矛盾する(4-3)、(4-4) が作られたのか推測するのである。ただし、この作業は節を改めて取り組むことにする。

以下本節ではこれまでの研究者が上記の難問をどのように解こうとしてきたか、また、その結果を私がどのように評価しているか簡潔に述べておこう。

ダダニズの関する既存の研究は決して少なくない。私も2点の拙稿を発表していて、その中で既存の研究を整理している⁽⁴²⁾。そこで、ここでは次節以降の議論と直接かかわる2人の研究者の見解を取り上げ、さらに焦点を上記4規定の位置づけとダダニズの目的に絞って紹介する。具体的に言えば、チャールズ＝エドワーズ (Charles=Edwards, T. M.) と私自身の見解である⁽⁴³⁾。チャールズ＝エドワーズの見解は既存の研究成果を十分に踏まえて集約したものであり、それまでの研究の到達点を示している。拙稿はこの定説化している見解に疑問を投げかけ、これに代わる仮説を提示している。そして、本稿で私は自分の仮説にも疑問を提起し、新しい見解を打ち立てたいと考えている。

チャールズ＝エドワーズは、ダダニズとは父が生前死亡時まで保有していた土地を息子が要求する訴訟であると理解している。ただし、単純な血統に基づく相続要求ではなく、特別なケース、すなわち、ある土地に定着して2世代目の相続人が相続する際の法手続きで、その最終目的はプリオドル権の確立にあった、と考える⁽⁴⁴⁾。

このようなやや特異な見解がどのように導き出されたのか、私の推測も含めて整理すると、チャールズ＝エドワーズがまず注目し、中核に位置付けたのは(4-3)であり、その内容が(4-1)と矛盾しないように解釈を工夫したと思われる。彼は、何か条件を付けなければ(4-3)のダダニズは(4-1)のプリオドル権に基づく土地要求と重なってしまい、両規定が矛盾することに気づいていて、(4-3)をいわば生かすために(4-1)のダダニズ、すなわち、(4-2)に細かく記されている作業はプリオドル権取得のための、したがって、同権成立に先立って行われる手続きであるという仮説を作り出した。私はこのように推測する。彼の理解が当たっているならば、前節で紹介した謎の多い(3-1)について示唆が得られることになり、魅力を感じるが、(4-1)、(4-3)にも、他の史料にも彼の理解を支える言及はまったくない。別の理解を探る必要があると感じるのは私だけではないであろう。

実は私自身もかつて、チャールズ＝エドワーズと同様に、(4-3)を重視したダダニズ理解を試みている。まず、ダダニズの対象となるのは既にプリオドル権が成立している父祖の土地であると想定した。次に、(4-2)の作業は開拓のプロセスを順次示していると理解し、ダダニズは一族がプリオドル権を持っている土地の一部、具体的には居住地に隣接する未開地を開拓する許可を得るための手続きであると推測した。居住地の近くの土地をおそらく家族単位で小規模に開拓し、独自の相続地を拡張する作業である⁽⁴⁵⁾。

しかし、この理解についても、少し考えるだけでいくつか疑問が生じる。例えば、未開地とはいえずでにプリオドル権の成立している土地に改めて開拓許可を得る必要があるの

か、また、プリオドル権が一族全体の権利であるとしても、その一族のメンバーである家族がなぜこのような手間のかかる手続きをする必要があったのかといった疑問である。

既存の理解にこのような多くの疑問が出てくるのであれば、史料レベルに戻って再度ダダニズについて検討する必要、あるいは、少なくともその余地がある。手掛かりとなるのはこれまでの研究者がそろって出発点としてきた(4-3)の位置づけを変えてみることはないか。現在私はこのように考えている。具体的に言えば、ダダニズと血統に基づく土地要求とがはっきり区別されているという点を前提として新しいダダニズ像を構想するのである。

V ダダニズー関連規定の理解

本節は特に古い起源を持つダダニズ関連史料である前節の(4-1)と(4-2)を取り上げ、そこからどのようなダダニズ像が浮かび上がってくるか検討する。ひとつの試論であるが、私はこの作業が第3節で提起した問題、すなわち、プリオドル権成立以前の土地占有権の究明にもつながるのではないかと考えている。

まず、(4-2)全体について3点確認しておこう。第1は、「荷のダダニズ」、「車のダダニズ」、「耕作のダダニズ」それぞれの内容と相互の関係についてである。いずれもダダニズ対象地への入場であり、また、「荷」、「車」、「耕作」がそれぞれ入場・滞在の目的を象徴していることはまず間違いない。「荷」とはおそらく人の背で運ぶことのできる資材や道具であり、「車」とは車で運ぶ重い資材、あるいは、何か有輪の道具ではないか。とすれば、一連の作業であるダダニズの目的はこの土地で農耕を行うことにあると考えてよい。

第2は対象となる土地についてである。既耕地はすでにプリオドル権が成立しているかその準備段階にあり、いずれの場合も所有者ないし占有者が存在しているはずである。そうした土地の所有者が改めて「入場」する必要は当然なく、また、他人の「入場」も許されなかった。したがって、(4-2)は全体として未開地の開拓にかかわる規定であり、3つのダダニズは開拓の進行を表現していると考えるのが自然である。

第3に、3度の「入場」後に行われる「休息」はその土地のとどまることを指すと理解できる。滞在期間は順次増大し、最後の「耕作のダダニズ」では「麦藁に背を向けるまで」となっている。「麦藁」は収穫を象徴していると考えられ、その場合、3度の「休息」を合わせると、播種から収穫までその土地に滞在し、作業ないし手続きを進めることになる。

以上の3点は先行拙稿をそのまま引き継いでいる⁽⁴⁶⁾。問題はこれを踏まえて本稿がどのような新見解を提示できるかである。

先行拙稿はこの開拓を既耕地周辺の未開地に限定している。限定したのはダダニズが「父祖の土地」でのみ許されるという(4-3)の条件付けを前提としていたからである。しかし、前節で紹介したように、本節はこの条件を取り外して考えており、そこから2点新しい可能性が生まれる。

第1に、(4-2)は開拓一般に関する古い慣習となり、したがって、ダダニズはある土地ないし地域への始原的な入場・開拓にかかわるルールであると理解する道が開ける。第2に、ダダニズの相手についても新しい可能性が生まれる。先行拙稿やチャールズ＝エドワーズの理解では一連の手続きによって訴えかける相手は先祖であった。プリオドル権は血縁を軸とする一族の世代を重ねた土地保有・利用によって成立するのであるから、相手も先祖でなければならない。しかし、プリオドル権と切り離して考えるのであれば、相手は先祖以外でもよく、探索の範囲は拡大する。

では、ダダニズが想定している相手は誰なのか。これがダダニズ理解にとって重要な点であり、本節の中心的課題である。しかし、(4-2)にはこの点に関する言及がなく、推測するほかない。そこで、ひとつの準備作業として、10世紀以前のウェールズで開拓の要求が出された時にそれをどのような人が受け止めたのか、いくつかの可能性をモデル的に推測してみよう。なお、言うまでもないことであるが、要求を受け止めるのであるから、その人は開拓を承認し、新しく生まれた土地の占有を保証する力を持つ存在でなければならない。

まず思い浮かぶのは、ひとつの国土全体を統治していた王である。しかし、第2節で紹介したように、「ウェールズ法」は2種類の土地所有を挙げていて、本稿は王権に基づくものではない土地を取り上げている。したがって、ここでは要求相手としての王は視野の外においてよい。

第2に、理屈としては要求者が属する一族が相手であるという想定も不可能ではない。しかし、上記のように開拓は決して個人的な作業ではなく、一族全体にかかわる場合が多かったことを考えれば、これも排除してよい。自分が自分に要求することになるからである。

第3に、要求者の、したがって一族の先祖が相手であった可能性がある。実際「ウェールズ法」には先祖への呼びかけを思わせる古いルールが含まれている。例えば、何世代にもわたって故郷を離れていた血縁者が帰郷して自分の土地を取得しようとする場合、彼は「地下の国(annwfn)」に向かって叫び声をあげ、自分の権利を確認してくれるよう要求できた⁽⁴⁷⁾。そして、「地下の国」の主として先祖を想定するのは決して不自然ではない。

ダダニズの場合も同様に先祖が力を持っていて、したがって、先祖が呼びかけの相手であったと想定できそうである。しかし、遠くから移住して未知の土地を大規模に開拓する場合には、先祖はこうした力を発揮できないのではないか。それは先祖も対象となる土地にとっていわば新参者であり、「父祖の土地」の場合のような力を持っていなかったと考えられるからである。

第4に、開拓する土地自体に対する要求が想定できる。物が相手では不自然ならば、その土地を支配している地霊と考えればよい。地鎮祭を知る者にとって自然な発想であるが、ウェールズでも自然に神的存在を見ることは古くから行われていた。そのひとつの名残は各地に今日まで伝えられている聖なる泉である。今日その多くはキリスト教と結びつけて解釈されているが、源がキリスト教化以前の神々にまでさかのぼると推定されるものが少なくない。「ウェールズ法」は全体としてキリスト教の認識を踏まえた表現を採っているもので、こうした神々がそれとして言及されることはない。しかし、10世紀以前にまでさかのぼる古い規定の中に異教時代に根差す慣習が潜んでいてもおかしくない。

この推定が当たっているとして、留意すべきは、地霊は人間と同じ言葉を持たず、いわば暗黙の意思表示をするという点である。ダダニズ関連規定に地霊の発言や判断が潜んでいても、それが言葉として表現されることはないのであって、規定を読む者が行間から読み取るほかない。

以上の予備的な検討を踏まえて(4-2)を読み解くとどのような推定が可能か、私の新しいダダニズ理解を紹介しよう。手掛かりは(4-2)に繰り返し出てくる「判定(barnu)」、「問いかけ(hawl)」、「返答(attedb)」である。

まず、これらの語がどのような場面で使われているか確認しよう。

「荷のダダニズ」では、①要求する土地への入場に先立って、何かに関する「判定」が行われる、②入場・滞在中は「問いかけ」がなされない、③滞在終了後に「返答」がある、④最後に「判定」がなされる、ことになっている。「車のダダニズ」は、②が省略されている点を除き、「荷のダダニズ」と同じである。「耕作のダダニズ」では、③が欠けている点を除き、「荷のダダニズ」と同じである。なお、これらの欠如については後に私の推測を述べる。

以上から3つの用語に対する検討は「荷のダダニズ」について行えばよいことが分かる。

そこで、次に「荷のダダニズ」では土地要求者、彼が属している一族、要求の相手がそれぞれどのように表現されているか、①～③の表現と結びつけながら推定してみよう。

第1に、(4-2)の文章は要求者の性格ないし条件を明示していない。これをそのまま理解すれば、誰でも要求できたことになる。しかし、開拓が一族の共同作業で進められる場合は、ダダニズ要求の段階でも彼らの了承ないし協力を得ておく必要があったであろう。

人々の側から言えば、自分たちの生活に大きな影響を及ぼす開拓の手続きを要求者に委ねてよいか、判断する必要があったであろう。私はこの判断が「荷のダダニズ」で最初に言及されている「判定」であったと考える。

ただし、現実には一族の長老格の人がダダニズ手続きを担うことが多かったと推測され、その場合の「判定」は形式的なものにとどまったであろう。

第2に、誰が、誰の「問いかけ〔を受けること〕なく」滞在したのか。問いかけの相手はまず間違いなくダダニズを行っている者であり、問いかけたのは彼を見守っている人々であろう。上記の判定にかかわった人々など一族の中から何人かがダダニズ手続きの進行状況を監視していたのである。問題は彼らが何を監視していたかであるが、この点については後に他の同様な疑問とまとめて検討する。

第3に、滞在3日目になされる「返答」が問題となる。誰が何について答えたのかほとんど手掛かりのない難問であるが、私は次のように推測している。まず、「返答」がなされるのであれば、その前に質問があったと考えるべきで、私はこれを3日間見守っていた人々の問いかけであると推測する。次に、「荷のダダニズ」が一段落した時点で尋ねるのにふさわしい内容は、手続きは無事に完了したか、何か特別のことがなかったかという確認であろう。見守っていたのであれば彼らも知っているはずとも言えるが、ひとつの手続きが完了し、次に移行してもよいか言葉で確かめるのは自然であり、必要なことである。

第4に、以上の推論を踏まえれば、9日目になされる「判定」の主体は一族の人々であろう。見守っていた人々だけでなく、一族全体としてダダニズの第1段階が無事完了したと確認するのである。

私は「荷のダダニズ」について以上のように理解するが、「車のダダニズ」でも同じ手続きが繰り返されたと考えてよい。後者の規定には「問いかけ〔を受けること〕なく」が欠けているが、これは実質的に何もしないことについて繰り返し記すのを避けたのであろうか。

他方、「耕作のダダニズ」で「返答」と「休息」日数が欠けていることは実質的な意味を持っている可能性がある。

前者についていえば「返答」の代わりに「麦藁に背を向ける」という動作が加わっていることにまず注目したい。麦藁は収穫後にできるものであり、それが山をなすほど存在しているのであるから、その地で収穫が行われたのであろう。また、「背を向ける」とは麦藁の山を残しての退場を表すと理解するのが自然である。とすれば、「耕作のダダニズ」では、無事終了したかという問いかけやそれに対する「返答」は必要ない。目の前に成果が存在しているからである。

後者についていえば、このような自然の力を借りての作業であれば何日間で終えるとい

った日数設定は不可能で、「耕作のダダニズ」に「休息」日数が記されていないのはむしろ自然である。

以上を踏まえてダダニズとは何か、私の新しい理解をまとめておこう。本来ダダニズは血縁を中心とする一族がウェールズのある地域へ移住し、そこに永続的な居住地を作ろうとした時に、その手始めとして行われる開拓儀式であった。対象となる土地は一族の移住にふさわしい広さだったはずで、例えばひとつの川の流域に点在する平地をイメージするのがよいであろう。ただし、移住先ならどの平地でも開拓できたわけではなく、先住者や既存の耕地のない完全な未開地に限定されていた。開拓の候補地が選定されると一族全体の事業としてダダニズが行われたが、実際に入場、滞在するのはその代表者だけであり、他の人々は彼を見守る形でダダニズに参加した。

ダダニズを行う者は3種のダダニズを一連の手続きとして進め、ひとつ終わるごとに土地ないし地霊からの返答を確認した。ただし、返答は変事を起こすという方法で表現されたから、関係者は変事が発生しないかどうか注視した。最後に「耕作のダダニズ」の期間中に収穫があったことが確認されると、これは地霊による最終的な許可の証拠とみなされた。これでダダニズ手続きは完了し、引き続き本格的な開拓作業が、移住先地域のあちこちで開始された。私はこのように考えている。

Ⅵ おわりに

前節の末尾で提示した私のダダニズ理解を、本稿の目的である土地所有権原の問題に当てはめると次のようになる。

古くよりウェールズ各地で未開拓地への移住・定着が進められていたが、その際人々はまずダダニズを行って入植地域の地霊に開拓の許可を求め、変事が発生しなかったことを了承の証とみなした。この地霊の了承が最も根源的な土地所有権原であり、入植後3世代間人々の土地占有を支えた。彼らは取得している地霊の了承を根拠にして、一族に属さない後発者が企画する新たな開拓を阻止できたのである。ただし、ダダニズに成功した先発者たちも定着後3世代の間は、父から息子への土地世襲権を取得できず、世代が変わるごとに占有地の全面的な割り替えが行われた。

家族ごとの世襲権であるプリオドル権が成立するのは定着後4世代目からで、この権利が、語義からしても、慣習の広がりからしても中世ウェールズにおける最も普遍的な権利であった。ただし、プリオドル権が一般化した後も地霊によって支えられた権利が消滅し

たわけではなく、両者は入れ子状に重なって人々の世襲地の占有・利用を支えていた。

以上の私の理解に大きな誤りがないとして、残された問題は、なぜ第4節で引用した(4-3)と(4-4)の規定が、すなわち、ダダニズをプリオドル権と直結する解釈が生まれたかである。端的に言って私は中世ウェールズの人々、実際には法の専門家たちが古来の法慣習ダダニズを誤解した結果である考える。なぜそう判断するのか、また、なぜ誤解が生まれたのか、私の考えを述べておく必要があるだろう。

まず両規定の史料状況について再度確認をしておくと、いずれも4種の「ウェールズ法」基本テキストが編纂された12, 13世紀より前、おそらく10世紀ころまでさかのぼる起源を持つと推定される。ただし、テキスト間で構成や表現に大きなばらつきがあることから判断して、現存の規定がそのまま保持されていたのではない。4テキストに共通している規定内容、すなわち、ダダニズはプリオドル権が成立している土地にのみ行われるという結びつけは10世紀ころに生まれたが、その後この矛盾含みの結合を何とか説明しようとして、各地でいろいろな解釈が作られ、その結果内容的に混乱していると言わざるを得ない史料状況が生まれたのではないか。

この推定が当たっているならば、探索すべき点は10世紀以降にダダニズ本来の意味が忘れられた、あるいは、意図的に捨てられたのはなぜか、何か社会全体としての事情はなかったのかに絞られる。こうした事情について、推測の域を出ないが、私は次のように考えている。

第1に、地霊のように自然に神を見る信仰は、7世紀以降ウェールズ各地に教会・修道院の建設が進み、人々の信仰を教会がリードするようになる中で抑圧されていったはずである。人々の異教的な信仰が一挙に変わることはなかったであろうが、法規として表現されることはなくなったと考えられる。

第2に、10世紀以降ウェールズ各地で小王国の統合が進み、グウィネス、ポウイス、デハイバースという三大王国が形成されると、新しい王権による土地支配が進んだ。その際王権が提示し、活用したのは「王の荒地」という考え方で、「荒地」すなわち未開地はすべて王のもの、王の独占的な収入源であるという理念ないし主張がつくられた⁽⁴⁸⁾。この王権の主張から見れば、地霊の力を信じ、その許可を得るというダダニズのルールないし慣習は当然邪魔であった。

そこでダダニズを、形式上は同じような土地要求手続きであるプリオドル権と結びつけ、その特別なケースであるという新しいダダニズの位置づけが作り出された。(4-3)はその表現であり、これを基にいろいろな解釈が加えられていった。ただし、法律家の努力にもかかわらず、誤解あるいは無理な結合をうまく説明するのは難しく、その結果、現存の

ダダニズ関連規定の間で矛盾が生じた。私はこのように推測している。

註

第1節

- (1)「ウェールズ法」の校本と英訳本については参考文献の[A]資料を参照。
- (2)[B10]永井から[B24]永井。
- (3)[B27]永井, 第2節。
- (4)[B28]永井, 第2節から再録する。
- (5)代表的な校本と英訳本は, [A2] Wade-Evans。
- (6)代表的な校本と英訳本は, [A5] Wiliam と [A10] Jenkins。
- (7)代表的な校本と英訳本は, [A4] Williams & Powell と [A9] Richards。
- (8)代表的な校本と英訳本は, [A3] Emanuel と [A8] Fletcher。
- (9)三題歌とは, 何らかの点で共通性を持つ3つの事項を列挙する表現形式である。簡素なものは口承された可能性が高く, 古い起源を持つと推定されている。

第2節

- (10)[A2] Wade-Evans, pp. 50, 200.
Y neb a talo gobyr estyn am tir: ny thal hvnnv ebediw gan iavn.
 - (11)例えば [A2] Wade-Evans, pp. 41, 196。
 - (12)例えば [A2] Wade-Evans, pp. 55, 206 など。
 - (13)[A10] Jenkins, pp. 340~41.
 - (14)[A3] Emanuel, p. 133. [A8] Fletcher, p. 43. [A4] Williams & Powell, p. 76. [A9] Richards, pp. 78.
 - (15)[B89] 永井, 第4章第6節。
 - (16)[A5] Wiliam, p. 55. [A10] Jenkins, p. 104.
Puybynnac enteu a uynho holy tyr o ach ac edryf, dangosset y ach hyt e kyff yd henyu ohanau. Ac ot edyu ef eno en petwaregur, pryodaur yu, canys en petwaregur yd a dyn en pryodaur.
 - (17)先行拙稿では「血統と出自」意識している。
 - (18)後に引用する史料(2-4)を参照。
 - (19)[A-2] Wade-Evans, pp. 50~51, 200. [A3] Emanuel, p. 133. [A8] Fletcher, p. 43.
[A4] Williams & Powell, p. 75. [A9] Richards, pp. 77~78.
 - (20)[B5] 永井, 第3節。
 - (21)[A2] Wade-Evans, pp. 51~52.
Pan ranho brodyr tref eu tat yrdunt, y ieu haf a geiff tydyn a holl adeil y tat, ac wyth erw, a' e uwel gynnut, a' e gwylltyr: kanys eill tata rodi y neb y tri hynny namyn y' r mab ieu haf, a chyn.
Odyna kymeret pob brawt eissydyn ac with erw: a' r mab ieu haf a ran, ac o hynaf y hynaf dewis hyt ar y ieu haf.
 - (22)[A2] Wade-Evans, pp. 51~52, 202.
 - (23)[A2] Wade-Evans, pp. 52~53, 202.
 - (24)[A2] Wade-Evans, pp. 51, 200~201.
 - (25)[B4] Giraldus, pp. 211~12. [B5] Giraldus (trans. Thorpe), p. 261.
- (172)

(26) [A2] Wade-Evans, pp. 51, 200.

Pwy bynhac a holho tir o ach ac etrif, reit yv y henadur yeit tygu yr ach kyn gvarandav y havl.

(27) [A3] Emanuel, p. 133. [A8] Fletcher, p. 43. [A4] Williams & Powell, p. 76. [A9] Richards, p. 79.

第3節

(28) [A2] Wade-Evans, pp. 50, 199.

Teir gventh rennir tir rug brodoryon, yn gyntaf rvg brodyr. Odyna rvg keuyndyro. Tryded weith rvg kyferdyrv. Odyna nyt oes priavt ran ar tir.

(29) [A3] Emanuel, p. 132. [A8] Fletcher, p. 41. [A5] Wiliam, p. 54. [A10] Jenkins, pp. 99~100. [A4] Williams & Powell, p. 75. [A9] Richards, p. 77.

(30) [A4] Williams & Powell, p. 75.

Teir gweith y renhir yr vn tref tat rwg teir grad kenedyl.

(31) [A5] Wiliam, p. 54.

A guedy bo maru e brodyr e keuendeu a dele kystadlu o mennant.

第4節

(32) [A2] Wade-Evans, pp. 53, 203.

O tri mod yd holoir tir a dayar. O gan werescyn, ac o dadanhud, ac o ach ac edrif. Kyny thyc-cyo gofyn tir or mod kyntaf nac or eil, ny byd hvyrach no chynt y keffir or trydyd.

(33) [A2] Wade-Evans, pp. 48~49, 198.

Tri datanhud tir y ssyd: datanhud karr, a datanhud beich, a datanhud eredic. Y neb y barner datanhud beich idav: tri dieu a their nos gorffowys yn dihavl idav. Ac yny tridydyd y dyry at-teb. Ac yny navuetdyd barn. Y neby barnher datanhud karr idav: pump nieu a phymp nos gorf-fowys a geiff. Ac yn y pymhet dyd at-teb. Ac yny navuetdyd barn. Y neb y barner datanhud eredic idav: gorffowys yn dihavl a geiff hyny ymchoelo y gefyn ar y das. Ac yny navuetdyd barn.

(34) [A2] Wade-Evans, pp. 49, 198.

Ny dyly neb datanhud namyn or tir a uo yn llav y tat yny vyv a hyt y varv.

(35) [A2] Wade-Evans, pp. 49, 198.

Pydiv y barnher bynhac datanhud: ny dichavn neb y uvrw oe datanhud namyn etiued priodavr, kany dichavn yr eil datanhud gvrthlad y kyntaf. Ac ny vrthlad am proidavr am priodavr arall oe datanhud. Ac or byd amrysson rvg etiuedyon priodavr am datanhud: ny dichavn vn gurthlad y gilyd o gyfreith.

(36) [A5] Wiliam, p. 55. [A10] Jenkins, pp. 101~102.

(37) [A5] Wiliam, p. 55. [A10] Jenkins, p. 101.

en lle y tat kyn no hene.

[A4] Williams & Powell, p. 72. [A9] Richards, p. 75.

tir a gynhelis y tat gynt hyt varw.

(38) [B14] 永井, 第5節。 [B19] 永井, 第2, 第3節。

(39) [A5] Wiliam, p. 55. [A10] Jenkins, p. 101. [A4] Williams & Powell, p. 72. [A9] Richards, p. 75. [A3] Emanuel, p. 130. [A8] Fletcher, p. 38.

(40) [A4] Williams & Powell, pp. 72~73. [A9] Richards, pp. 75~76.

(41) [B6] Jenkins, pp. 5~6. [B14] 永井, 第2節。

(42) [B14] 永井。 [B19] 永井。

(43) [B19] 永井, 第4~第6節。

(44) [B2] Charles=Edwards, pp. 274, 281. [B19] 永井, 第6節。

(45) [B19] 永井, 第4節。

第5節

(46) [B19] 永井, 第5節。

(47) [A2] Wade-Evans, pp. 315~16.

第6節

(48) [B22] 永井, 第3~題5節。

参考文献

[A] 史料

[A1] Owen, Aneurin (ed., trans.): *Ancient Laws and Institutes of Wales, Laws Supposed to be Enacted by Howel the Good*, The Commissioners of the Public Records of the Kingdom, 1841.

[A2] Wade-Evans, A. W. (ed., trans.): *Welsh Medieval Law, being a Text of Laws of Howel the Good*, Clarendon Press, 1909. (「カヴネルス本」)

[A3] Emanuel, Hywel David (ed.): *The Latin Texts of the Welsh Laws*, University of Wales Press, 1967. (「ラテン語版」)

[A4] Williams, Stephen J. & Powell, J. Enoch (eds.): *Cyfreithiau Hywel Dda yn ol Llyfr Blegywryd (Dull Dyfed)*, University of Wales Press, 1942. (「ブレギウリッド本」)

[A5] Wiliam, Aled Rhys (ed.): *Llyfr Iorwerth, a Critical Text of the Venedotian Code of Medieval Welsh Law*, University of Wales Press, 1960. (「イオルウエルス本」)

[A6] Jenkins, Dafydd (ed.): *Llyfr Colan, y Gyfraith Gymreig yn ol Hanner Cyntaf Llawysgrif Peniarth 30*, University of Wales Press, 1963. (「コラン本」)

[A7] Jenkins, Dafydd (ed.): *Damweiniau Colan, Llyfr y Damweiniau yn ol Llawysgrif Peniarth 30*, Cymdeithas Lyfrau Ceredigion Gyf, 1973. (「コラン本補遺」)

[A8] Fletcher, Ian F. (trans.): *Latin Redaction A of the Law of Hywel*, University of Wales Press, 1986. (「ラテン語A版」)

[A9] Richards, Melville (trans.): *The Law of Hywel Dda (The Book of Blegywryd)*, Liverpool University Press, 1954. (「ブレギウリッド本」)

[A10] Jenkins, Dafydd (ed., trans.): *The Law of Hywel Dda, Law Texts from Medieval Wales*, Gomer Press, 1986. (「イオルウエルス本」)

[A11] Roberts, Sara Elin (ed. trans.): *The Legal Triads of Medieval Wales*, University of Wales Press, 2007.

[B] 参考文献

[B1] Chareles-Edwards, T. M.: *The Welsh Laws*, University of Wales Press, 1989.

[B2] Chareles-Edwards, T. M.: *Early Irish and Welsh Kinship*, Clarendon Press, 1993.

[B3] Ellis, T. P.: *Welsh Tribal Law and Custom in the Middle Ages*, 2 vols, Clarendon Press,

- 1926.
- [B4] Giraldus Cambrensis: Descriptio Kambriae (in Dimock, James F. (ed.): *Opera Giraldi Cambrensis*, vol. 6, H. M. S. O., 1868).
- [B5] Giraldus Cambrensis: The Description of Wales (in Thorpe, Lewis (trans.): *The Journey through Wales and The Description of Wales*, Penguin Books, 1978.
- [B6] Jenkins, Dafydd (ed.): *Celtic Law Papers, Introductory to Welsh medieval law and government*, Les Edition de la Librairie Encyclopedique, 1973.
- [B7] Pierce, T. J. (ed. Smith, J. B.): *Medieval Welsh Society, selected essays by T. Jones Pierce*, University of Wales Press, 1972.
- [B8] Seebohm, F.: *The Tribal System in Wales*, Longmans Green, 1904.
- [B9] 永井一郎「ノルマン征服後のウェールズー独立をかけた戦い」(青山吉信 編著『世界歴史大系 イギリス史 I 先史～中世』, 山川出版社, 1991 年, 所収)
- [B10] 永井一郎「『ウェールズ法』のエベディウについて」『国学院経済学』第 29 巻 1・2 号, 1981 年。
- [B11] 永井一郎「『ウェールズ法』とハウエル・ザ王」『国学院経済学』第 35 巻 2 号, 1987 年。
- [B12] 永井一郎「ウェールズの古法ー12 世紀以前の史料から」『国学院経済学』第 35 巻 3・4 号, 1987 年。
- [B13] 永井一郎「『ウェールズ法』のマニュスクリプト・グループ」『国学院経済学』第 36 巻 4 号, 1989 年。
- [B14] 永井一郎「『ウェールズ法』のダダニズー初期中世ウェールズの土地要求手続き (1)」『国学院経済学』第 38 巻 3・4 号, 1991 年。
- [B15] 永井一郎「『ウェールズ法』のプリオドルデルとアハ・アク・エドリドー初期中世ウェールズの土地要求手続き (2)」『国学院経済学』第 40 巻 1 号, 1992 年。
- [B16] 永井一郎「初期中世ウェールズにおける土地相続」『国学院経済学』第 40 巻 4 号, 1992 年。
- [B17] 永井一郎「13 世紀ウェールズにおける土地相続」『国学院経済学』第 41 巻 1 号, 1993 年。
- [B18] 永井一郎「『国の宣誓』, 『国の評決』, 『国の長老』と『国』」『国学院経済学』第 42 巻 2 号, 1994 年。
- [B19] 永井一郎「テラッハ, ダダニズ再論ーチャールズ＝エドワーズの新著をめぐって」『国学院経済学』第 43 巻 1・2 号, 1995 年。
- [B20] 永井一郎「『父祖の土地』ー初期中世ウェールズの土地認識」『国学院経済学』第 44 巻 1 号, 1995 年。
- [B21] 永井一郎「『ウェールズ法』に見られる『土地要求前の血統審査』」『国学院経済学』第 47 巻 2 号, 1999 年。
- [B22] 永井一郎「『ウェールズ法』にみられる『王の荒地』ー初期中世ウェールズ王権の土地認識」『国学院経済学』第 48 巻 2 号, 2000 年。
- [B23] 永井一郎「『ウェールズ法』における動産『所有』権の確認」『国学院経済学』第 57 巻 1 号, 2008 年。
- [B24] 永井一郎「『ウェールズ法』における土地『所有』権の確認」『国学院経済学』第 57 巻 2 号, 2009 年。
- [B25] 永井一郎「『ウェールズ案内』におけるギラルドゥス・カンブレシスの二元性」『国学院経済学』第 57 巻 3・4 号, 2009 年。
- [B26] 永井一郎「『ウェールズ法』の起源とハウエル善良王 (I), (II)」『国学院経済学』第 61 巻 1 号, 3・4 号, 2012 年, 2013 年。

[B27] 永井一郎「中世ウェールズにおける窃盗裁判－法慣習と人々の意識」『國學院経済学』第72巻2号, 2023年。

[B28] 永井一郎「中世ウェールズの旅人と『客人接待』」『国学院経済学』第73巻1号, 2024年。